

資金決済法等の改正法の解説(下)

銀行法関連

金融庁 企画市場局 総務課 信用制度参事官室

荒井 伴介／本間 晶／政平 英雄

野口 雄司／末広 賢司／小宮山 圭介

「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)が2019年5月31日に成立し、6月7日に公布された。施行日は、「公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。本稿では、情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた制度整備(銀行法関連の改正部分)について解説を行うこととしたい。

制度整備の概要

(1) 背景

近年、情報通信技術の飛躍的な発展などを背景に情報・データの利活用(注1)が社会的に進展し、一般事業会社やフィンテック事業者を中心に、従来は存在しなかった利便性の高いサービスが出現しつつある。こうした動きは、利用者利便の向上やイノベーションの促進の観点から基本的には望ましいものと

考えられる。情報・データの利活用は、今日の経済社会において広く一般的に行われるようになっており、一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関のいずれの主体であれ、それに取り組んでいくことは自然な流れとなっている。

こうしたなか、業務範囲に関して厳格な制限(業務範囲規制)が存在する、銀行その他の預金取扱金融機関、第一種金融商品取引業者・投資運用業者、保険会社の本体やそれらのグル

ープ会社(子会社・兄弟会社)についても、現行の業務範囲規制の趣旨を踏まえることは前提として、こうした社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備する必要がある(注2)。

(2) 現行制度

① 本体

現行制度のもとでも、銀行その他の預金取扱金融機関、第一種金融商品取引業者・投資運用業者、保険会社の本体は、それぞれ自身の業務に活用するため、情報の取得、保管・分析を

行っている。他方、それらの金融機関が、自身以外(第三者)の業務に活用するために情報の取得、保管・分析を行うことについては、仮にそれが(例えば、地域の一般事業会社の経営改善支援を通じた)本業の高度化(金融機能の強化)や、いわゆる「情報銀行業務」のように)利用者利便の向上に資するものであったとしても、業務範囲規制において情報の第三者提供の位置付けが明確化されていないことから、慎重にならざるをえないと考えられる。

② 子会社・兄弟会社

本体について業務範囲規制が存在する金融機関の中には、グループ会社(子会社・兄弟会社)についても業務範囲規制が

存在するものがある。

銀行その他の預金取扱金融機関の一部、第一種金融商品取引業者・投資運用業者は、現行制度のもとでも、情報・データの利活用に関する業務を幅広く行う会社を子会社とすることが可能(注3)である。他方、保険会社は、銀行その他の預金取扱金融機関と同様に子会社の範囲に関して厳格な制限が存在するなか、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社とすることが認められていない。したがって、保険会社に限っては、情報・データの利活用に関する業務を幅広く行う会社を子会社とすることはできない。

なお、現行制度のもとでも、銀行その他の預金取扱金融機関の一部、第一種金融商品取引業者・投資運用業者、保険会社は、情報・データの利活用に関する業務を幅広く営む会社を兄弟会社とすることが可能(注4)である。

(3) 対応

①金融機関の業務への「保有情報」の第三者提供業務」の追加
銀行その他の預金取扱金融

機関の一部、第一種金融商品取引業者・投資運用業者、保険会社の本体の業務に、保有情報の第三者提供業務を追加することとした。その際、例えば銀行については、その業務範囲規制・他業禁止に、①他業リスクの排除、②利益相反取引の防止、③優越的地位の濫用の防止、といった趣旨が存在することを踏まえ、今回の改正においては(保有情報の第三者提供業務を幅広く本体に認めるのではなく)銀行業と関係がある範囲に限定して認める(注5)こととした。具体的には、保有情報を第三者に提供する業務のうち銀行業の高度化または利用者利便の向上に資するものを、付随業務として規定している。第一種金融商品取引業者・投資運用業者や保険会社についても、同じ趣旨の考え方を採っている。

なお、金融機関が個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護法令の適用を受ける点は、今回の改正後も変わることはない。一般に、情報・データの利活用は、(情報の)取得、保管・分析、業務への活用といったプ

ロセスが有機的に連鎖していると考えられる。金融機関本体が、(自身の業務に加え)第三者の業務への活用のために情報の取得、保管・分析を行うこととなれば、当該金融機関本体が情報・データの利活用を行うインセンティブが増し、結果として自身の業務への活用も一層促進されるものと期待される。

②保険会社の子会社対象会社への「保険業高度化等会社」の追加等

保険会社の子会社対象会社に、銀行業高度化等会社に相当する会社(保険業高度化等会社)を追加することとした。

金融機関の業務への「保有情報の第三者提供業務」の追加

以下では、銀行法を例に解説を行う。なお、金融商品取引法や保険業法等(注6)においても、これに相当する改正を行っている。

(1) 現行制度

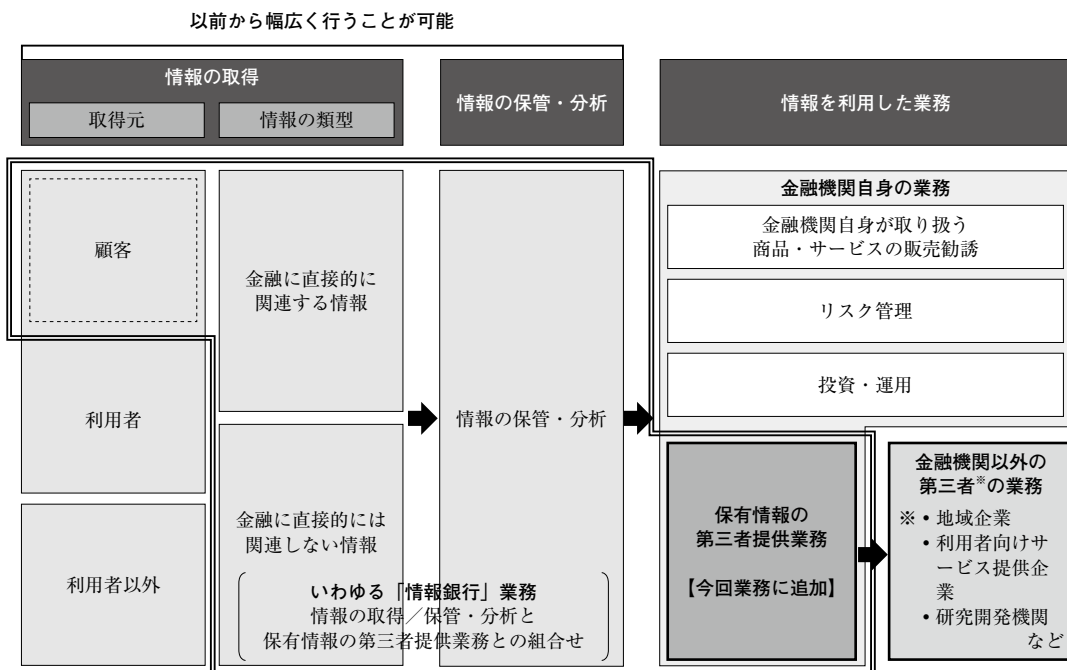
銀行が営むことのできる業務の範囲は、銀行法10条以下で規定され、12条において、それ以

外の業務を営むことが禁止されている。このうち、10条1項に規定されている業務は、銀行免許の取得が必要となる「銀行業」に該当する業務であり、一般的に、銀行の固有業務と称している。

また、10条2項において、銀行は、固有業務のほか、「次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる」と定めている。銀行業を営んでいくうえで、例えば、手もとの余裕資金の運用など、銀行業に関連する業務をあわせ営む必要性が想定されるところ、それを許容する旨を定める規定である。

銀行の付随業務は、①質的に固有業務との関連性または親近性があること、②分量において固有業務に対して従たる程度を超えないこと、が必要であるとされている。また、③付随業務の範囲は、社会経済の変化に伴って、その要求される機能に際し、個別具体的に、かつ柔軟に考慮されるべきものであると考えられており、④固有業務との関連性または親近性は、各時代

〔図表〕 情報・データの利活用に関する一連のプロセスと保有情報の第三者提供業務の関係



（注） 金融機関は、引き続き個人情報保護法令を遵守する必要。

における社会的・経済的機能から見て、一般通念のうえで当然に行ってしかるべきである、という程度のもので十分と考えられている（注7、注8）。

（2）今回の改正

本改正は、銀行の付随業務に、「顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」を加えるものである（図表）。

（3）留意点

① 他の法律の規定する「業」との関係

他の法律において、「情報の第三者提供」を含めた一連の行為・業務が、一体として「業」として規定されている場合がある（注9）。

改正の趣旨にも鑑みれば、金融機関が行おうとする保有情報の第三者提供業務のうち、他の法律の規定する「業」に

該当しうるものを一律・画一的に否定するような制度運用は適切ではないと考えられるが、一方で、他業禁止の趣旨が没却することとならないように制度運用が行われていく必要があると考えられる。

② 固有業務や既存の付随業務に従属して行われる情報の提供との関係

金融機関は、従来、固有業務や既存の付随業務を営むにあたり、例えば次のとおり、保有する情報を顧客に対して提供してきた。

- ・ 銀行が、融資業務を営むにあたり、年齢層別の融資実績や返済実績に関して保有している情報を、個人顧客に提供する。
- ・ 保険会社が、保険商品の販売業務を営むにあたり、年齢層別の三大疾病の罹患リスクや罹患時に想定される治療費に関して保有している情報を、個人顧客に提供する。

このような情報提供は、あくまでも、固有業務や既存の付随業務に従属して行われてきたものであり、情報を提供すること自体を目的として行われるもの

でないことは明らかである。

今回の改正後においては、

・金融機関が従来行ってきた前記のような情報の提供については、引き続き、固有業務や既存の付随業務（に従属するもの）であると整理し、

・金融機関が従来営むことができなかった（情報を提供すること自体を目的とした）情報の第三者提供業務については、今回の改正により新設される「保有情報の第三者提供業務」であると整理する、

ことが自然であると考えられる（注10）。

③「当該顧客の同意を得て」と規定している理由

前述のとおり、金融機関が個人情報を取り扱うにあたり、個人情報保護法令の適用を受ける点は、今回の改正後も変わることはない。個人に係る情報の第三者提供にあたっては、個人情報保護法令上、一定の場合を除き、本人同意を要することとされているため、例示において「当該顧客の同意を得て」と規定したものである。

④「業務であつて、当該銀行の

営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの」と規定している理由

保有情報の第三者提供業務には多種多様なものが想定され、銀行業との関係を何ら見いだすことのできないものも存在する（例えば、音楽・娯楽動画の配信サイトの運営）。今回の改正はそうしたものを認めるものではないため、銀行業と関係性があるものに限定する目的で規定しているものである。

なお、「銀行業の高度化」とは、例えば、銀行業の効率性・収益性の改善や、銀行業に係るリスク管理の高度化を、「利用者の利便の向上」とは、例えば、利用者の経済活動の質が向上することを、それぞれ示すものである。

⑤「顧客」と「利用者」を使い分けている理由

銀行法等において、「顧客」という用語は、現に取引関係を有する者、すでに金融機関との間で取引を前提とした接触関係にある者、を指す用語として用いられていると考えられる。保有情報の第三者提供業務にお

ても、金融機関に情報を提供する者は、現に取引関係を有する者やすでに金融機関との間で取引を前提とした接触関係にある者であると考えられる。このため、金融機関に情報を提供する者を規定する場合は、「顧客」という用語を用いたものである。

また、銀行法において、「利用者」という用語は、「顧客」（現に取引関係を有する者やすでに取引を前提とした接触関係にある者）に加え、将来的に取引を行う可能性のある者も含めた、より幅広い範囲を指す用語として用いられていると考えられる。

この点、今回の改正は、金融機関が保有情報の第三者提供業務を営むことを通じた利用者利便の向上やイノベーションの促進を目的とするものであることから、「顧客」に加え、将来的に取引を行う可能性のある者も含めた、より幅広い範囲の利便性の向上に資する業務を可能とすることが望ましい。このため、「利用者」の利便の向上に資する」との用語を用いたものである。

保険会社の子会社対象会社への「保険業高度化等会社」の追加等

(1) 現行制度

保険会社が保有することができる子会社は、保険会社（本体）の他業禁止の趣旨等に鑑み、保険業を含めた金融業、金融業に従属する業務または金融業に付随・関連する業務を行う会社等（子会社対象会社）に限定されている（保険業法106条1項）。また、保険会社が子会社対象会社を子会社とする場合には、（一部の子会社対象会社を除き）内閣総理大臣の認可を要する（注11）こととされている（保険業法106条7項）。

なお、保険会社またはその子会社が合算して、子会社対象会社以外の会社の議決権を、基準議決権数（10%）を超えて取得または保有することは、原則として認められていない（いわゆる「10%ルール」（保険業法107条1項））。

(2) 今回の改正

2016年の銀行法改正により整備された銀行業高度化等会

社に係る規定に相当する、次の規定を整備した。

①保険会社が「保険業高度化等会社」を子会社として保有することを認める（改正保険業法106条1項13号の2）

②保険会社またはその子会社が合算して、保険業高度化等会社の議決権を、基準議決権数を超えて取得し、または保有しようとするときは、（子会社としようにする）には至らない場合であっても）内閣総理大臣の認可を要することとする（改正保険業法106条7項）

③保険業高度化等会社を「10%ルール」の適用除外とする（改正保険業法107条1項）

(3)留意点

①内閣総理大臣の認可を要することとした理由

保険業高度化等会社は、次の点において、既存の子会社対象会社と異なる。このため、保険会社またはその子会社が合算して、保険業高度化等会社の議決権を、基準議決権数（10%）を超えて取得し、または保有しようとするときは、（子会社としようにする）には至らない場合で

あっても）内閣総理大臣の認可を要することとした。

i 他業の要素を含む業務を営む会社も想定されること

ii どのような業務を営む会社であれば、保険業高度化等会社に含まれるものとして、保険会社による基準議決権数を超える議決権の取得・保有を認めるかは、個別具体的な事案ごとの判断によらざるをえないと考えられること

なお、銀行法においても、銀行またはその子会社が合算して、銀行業高度化等会社の議決権を、基準議決権数（5%）を超えて取得し、または保有しようとするときは、内閣総理大臣の認可を要することとされている（銀行法16条の2第7項）。

②子会社対象会社が業態転換により保険業高度化等会社となった場合

前記①の認可に係る規定の潜脱を防止する観点から、保険会社またはその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社が、業態を転換して保険業高度化等会社となった場合（注

12）には、内閣総理大臣の認可を要することとした（改正保険業法106条10項）。

なお、保険業高度化等会社となったことを知ったときから1年間は、内閣総理大臣の認可を受けることなく基準議決権数を超える議決権を保有しうものとして認めている。これは、保険会社において、（当該保険会社の子会社である場合を除き）子会社対象会社が保険業高度化等会社となることを事前に把握できない場合もあると考えられることに鑑み、一定の猶予期間を与えるものである。

③10%ルールとの関係

保険会社が保険業高度化等会社を子会社として保有することと認めることに伴い、他の国内の子会社対象会社と同様に、保険業高度化等会社を、保険会社等による議決権の取得等の制限（いわゆる「10%ルール」）の適用除外とした。

（本稿において意見に係る部分は筆者らの個人的見解であり、所属組織の見解を示すものではない）

（注）1 ここでは、①顧客等から情

報・データを取得し、②それを保管・分析し、③自身の業務に活用したり、（第三者の業務に活用するため）第三者に提供したりする、といった一連の行為・業務のことをいう。

2 金融審議会金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」（2019年1月16日）。

3 銀行その他の預金取扱金融機関の一部の場合には銀行業高度化等会社の枠組み（銀行法16条の2第1項12号の3）などを用いることで可能となる。また、第一種金融商品取引業者・投資運用業者については、そもそも子会社の範囲に関する制限が存在しない。

4 銀行その他の預金取扱金融機関の一部の場合には銀行業高度化等会社の枠組み（銀行法52条の23第1項11号の3）などを用いることで、保険会社の場合にはその持株会社が内閣総理大臣の承認を受ける（保険業法271条の22第1項・3項）ことで、それぞれ可能となる。また、第一種金融商品取引業者・投資運用業者については、そもそも兄弟会社の範囲に関する制

限が存在しない。

5 銀行業との関係を何ら見いだすことのできない保有情報の第三者提供業務(例えば、音楽・娯楽動画の配信サイトの運営)は認められない。

6 農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、農林中央金庫法。

7 池田唯一・中島淳一監修、佐藤則夫編著『銀行法』(金融財政事情研究会、2017年)。

8 小山嘉昭著『銀行法精義』(金融財政事情研究会、2018年)。

9 例えば次のような例がある。

・いわゆる「コンテンツ配信事業」(電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信業務以外の電気通信業務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法164条1項3号))

・電子決済等代行業(第2号)：銀行に預金または定期積金等の口座を開設している預金者等の委託を受けて、電子情報処理組織を使用する方法により、当該銀行から当該

口座に係る情報を取得し、これを当該預金者等に提供することをを行う営業(銀行法2条17項2号)

10 第一種金融商品取引業者・投資運用業者については、既存の付随業務として「有価証券に関連する情報の提供」(金融商品取引法35条1項8号)が存在するところ、今回追加する「号」との関係を明確にするため、重複排除規定を設けることとしている(改正金融商品取引法35条1項16号)。

11 保険会社のための業務を営む従属業務子会社、保険業に付随・関連する業務をもつばら営む会社を子会社とする場合を除く。認可にあたっては、申請保険会社およびその子会社の収支等が良好であるか、保険会社が子会社の健全かつ適切な業務遂行を確保するための措置を講じることができかなどを審査することとしている(保険業法施行規則58条2項)。

12 保険業高度化等会社以外の子会社対象会社については、基準議決権数を超える議決権を取得した場合であっても、保険会社の子会社とならない限り、認可は不要である。